

(3) 保健所の概要

〔 沿 革 〕

昭和 1 2 年	4 月	保健所法公布される。
昭和 1 8 年	1 1 月	設立認可される。
昭和 2 0 年	2 月	設立。管轄区域は、武儀郡（金山町、菅田町、神淵村、坂の東村、上麻生村を除く。）及び郡上郡（東村、和良村を除く。）で関市元重町元関市公民館を仮庁舎とする。
昭和 2 2 年	9 月	保健所法全面改正（昭和 2 3 年 1 月 1 日施行）により、衛生行政は警察行政から分離し衛生部所管となる。
昭和 2 5 年	8 月	郡上保健所設立により郡上郡が分離する。
昭和 2 5 年	1 0 月	関市誕生により、管轄は関市、武儀郡となる。
昭和 2 6 年	8 月	関市川間町 1 へ庁舎を移転する。
昭和 2 9 年	4 月	美濃市誕生により、管轄は関市、美濃市、武儀郡となる。
昭和 2 9 年	8 月	機構改革により、庶務、衛生、保健予防の三課制がしかれる。
昭和 3 2 年	9 月	県行政組織規則の制定により庶務課を総務課へ課名変更する。
昭和 3 4 年	7 月	中濃公衆衛生協議会が発足する。
昭和 4 8 年	1 0 月	中濃総合庁舎の建設に伴い現在地へ移転する。
昭和 5 2 年	4 月	県行政組織規則の改正により保健予防課から保健婦室を分離設置する。
平成 3 年	4 月	県行政組織規則の改正により総務課に企画調整係を設置する。
平成 6 年	6 月	地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の公布
平成 7 年	4 月	県行政組織規則の改正により副所長を新設し、保健婦室を保健指導課、保健婦係を保健指導係とし、また、試験検査課を 2 係とする。
平成 9 年	4 月	試験検査課を 2 係から 1 係（検査係）とする。
平成 1 2 年	4 月	機構改革により生活衛生課 1 係、健康増進課 2 係がしかれる。試験検査課は、中濃地域保健所へ、廃棄物などの環境関係業務は、振興局に移管する。
平成 1 5 年	4 月	機構改革により、係を廃止し担当制とする。
平成 1 7 年	2 月	市町村合併により、管轄は関市、美濃市となる。
平成 2 0 年	4 月	県行政組織規則の改正により、総務課 2 担当を設置する。中濃保健所から郡上センターが移管される。
平成 2 1 年	4 月	県行政組織規則の改正により、郡上センター健康増進担当が統廃合され健康増進課に移管される。また、総務課 2 担当が 1 担当に統合される。

〔機 構〕

